

研究報告

ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書からの再検討

内田 浩江*・原田 広枝**

要旨

【目的】 ヤングケアラーは年齢や成長の度合いに見合わない重い負担や役割があることで、本来社会が守るべき子どもの権利が守られていない可能性が指摘されている。我が国では、子ども・子育て支援推進調査研究事業としてヤングケアラーの実態に関する大規模調査が実施されている。本研究では、そのデータを用いてヤングケアラーの実態と支援状況を把握し、ヤングケアラーに関する支援の実態から課題の抽出を目的とする。

【研究方法】 データベースは、平成30年度、令和2年度、令和3年度に調査研究報告された、子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」の3編を対象とし、ヤングケアラーの実態と支援状況および課題を分析した。

【結果】 平成30年度調査報告は、ヤングケアラーの支援の在り方が検討されていた。令和2年度調査報告は、「ヤングケアラー」と思われる子どもを早期発見し、対応できる仕組みづくりが検討されていた。令和3年度調査報告は、家族ケアの状況、ヤングケアラーの実態を明らかにすることを目的として調査が行われていた。また、一般国民を対象とした認知度調査から、認知度の高さが具体的な行動や相談しやすい環境づくりに結びつきやすいことが示唆されていた。

【結論】 ヤングケアラーについて認知度を上げる取り組み、具体的で適切な支援が課題として指摘されていた。子どもの権利を守るために、周囲の気づきを適切に繋げ、多職種・他機関が連携し、活用しやすい支援の拡充が求められる。

Key words : ヤングケアラーの実態、調査研究報告書、支援状況、課題

I. 序論

ヤングケアラーは年齢や成長の度合いに見合わない重い負担や役割があることで、本来社会が守るべき子どもの権利が守られていない可能性が指摘されている。

日本では2014年頃から、家族ケアを担う子どもや若者がメディアの関心を集めるようになった

(澁谷, 2017)。ヤングケアラーとは、ケアを必要とする家族に大人が担うケア責任を引き受け、家事や家族の世話・介護・感情面のサポートなどを行う18歳未満の子どものことを称している。我が国での法令上の定義はまだない。

ヤングケアラー支援の先進であるイギリスでは1990年ごろから「ヤングケアラー」という言葉が使われはじめている。イギリス政府は、2014年「子どもと家族に関する法律」を制定し、96条に「ヤングケアラー」の項目が立てられ、ヤングケアラーに「支援を受ける権利」を認めている。

* 京都看護大学看護学部看護学科

** 兵庫大学看護学部看護学科

ヤングケアラー支援として最も見つけやすい場は学校であり、様々な取り組みがされているが、依然として多くのヤングケアラーが支援に繋がっていない現状がある。要介護者や介護する子どもらのヤングケアラーに対する認識が低く、支援要請もできない介護状況が与える負担は教育、家事・介護など肉体的・精神的負担に及ぶ。また、亀山(2021)は、家族に障害や病気がなくとも貧困などによるケアの担い手の不足に応じてケアを担う子どもをどう捉えるかという議論枠組みの課題を提示している。

安部(2019)は、ヤングケアラーの状態は虐待ともいえる状態まで含めた権利侵害であり、支援にあたっては、子どもの守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利などの様々な権利が侵害されていないかどうかという視点でとらえることが重要であると言及している。また、ヤングケアラーが直面する問題として、学業への影響、就職への影響、友人関係への影響などがある。宮川、濱島(2021)は、ケア役割の状況が過度になった場合、ヤングケアラーの生活満足感や主観的健康観に悪影響が生じること示唆している。

2021年、厚生労働省は、家族介護者支援の課題として、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育プロジェクトチーム」を立ち上げ、実態の把握および支援の強化に取り組んでいる(厚生労働省, 2021)。その中で、支援者にとっての研修の必要性を掲げている段階であり、支援を必要とするヤングケアラーの発見や認定、求められる支援を具体化し、早急な支援体制構築が急務とされている。

II. 目的

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い負担や役割があることで、本来社会が守るべき子どもの権利が守られていない可能性が指摘されている。子ども・子育て支援推進調査研究事業として実施されているヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書のデータを用いてヤングケアラー

の実態と支援状況を把握し、ヤングケアラーに関する支援の実態から課題の抽出を目的とする。

III. 研究方法

1. 対象データの選定

平成30年度、令和2年度、令和3年度に調査研究報告された、子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」の3編を対象とし、ヤングケアラーの実態と支援状況および課題を抽出した。

2. 分析方法

対象データを、報告書ごとに「調査目的」「調査方法」「調査対象」「実態」「支援状況および課題」について整理し、分析した。

IV. 倫理的配慮

調査報告書データを取り扱う際は、著作権を侵害することがないように配慮した。

V. 結果

1. 平成30年度調査研究報告書からの実態

平成30年度調査研究では、ある程度ヤングケアラーの問題が顕在化されている可能性が高い、要保護児童対策協議会で登録されているケースについて、ヤングケアラーの支援団体や当事者・元当事者の現状把握と支援状況が記述されていた。ヤングケアラーという概念について、認識していない協議会が多い状況であった。さらに、「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態を把握していない理由(複数回答)(n=82)では、「家庭内のことで問題が表に出にくい」が76.8%と最も多く、次いで、「要保護児童の家族が『ヤングケアラー』という問題を認識していない」が56.1%、「ヤングケアラー本人が子どもであることで、子ども自身が問題を認識しておらず周りに相

談できていない」が56.1%であった。さらに、ヤングケアラーに関する意見では、定義や判断が難しく、「ヤングケアラー」の言葉だけが一人歩きして否定的に扱われていることが懸念される。ヤングケアラーは支援される対象だが、ケアを要する家族の世話や家事をすることが成長を促進する場合（その子の特性としてレジリエンスが高いなど）についても明らかにするべきであり、アセスメントを行えるようなツールの開発が必要であることが示唆されていた。また、海外事例調査報告と今後の支援の在り方を検討していた（表1、表2）。

2. 令和2年度調査研究報告書からの実態

令和2年度の調査研究では、中学生（2年生）と高校生（2年生）に対して実態調査を行い、「ヤングケアラー」と思われる子どもを早期に発見し、対応できる仕組みづくりを検討していた（表1、表3）。ヤングケアラーの自覚について、中学2年生、全日制高校2年生では「あてはまる」が約2%、定時制高校2年生相当は4.6%、通信制高校生は7.2%であった。また、定時制高校2年生相当・通信制高校生では、家族の世話をしていると回答した人のうち、約26～29%が「自分はヤングケアラーにあてはまる」としていた。

中学生・高校生ともに学業の影響や友人関係への影響が報告されていた。現在の悩みや困りごとについて、中学2年生は「特にない」が最も高く、全日制高校2年生、定時制高校2年生相当、通信制高校生は「進路のこと」が最も高くなっていた。また、定時制高校2年生相当、通信制高校生は「家庭の経済的状況のこと」が他に比べて高くなっていた。

子ども自身や周囲の大人がヤングケアラーであることに気づくことで、支援に結びつくことが考えられる。しかし、その際に支援の手立てがなければ、子どもたちは、相談しても何も変わらないと諦めてしまう危険性が指摘されていた。

3. 令和3年度調査研究報告書からの実態

令和3年度調査研究では、小学生（6年生）と

大学生（3年生）を対象とし、家族ケアの現状、ヤングケアラーの実態を明らかにすることを目的としていた（表1、表4）。

1) 小学生調査

ヤングケアラーと思われる子どもへの対応を行っていることが確認されたが、一方では家庭内の問題に介入する難しさが浮き彫りとなっていた。小学生の悩みごとに関しては「特にない」が最も高い。その他では、「友達のこと」「学校の成績のこと」がやや高かった。悩み事について話を聞いてくれる有無では「いる」が62.5%と最も高くなっている一方で、「話したくない」という回答が25.9%となっていた。特に小学生のヤングケアラーでは、周囲の大人が本人の様子に気づき、声をかけることの重要性が示唆されていた。

2) 大学生調査

大学や周りの大人に助けてほしいことや必要としている支援については、「進路や就職など将来の相談にのってほしい」「学費への支援・奨学金等」の割合が高かった。世話をしていることで学校生活や大学進学の際に影響があったが十分な支援には繋がっていない状況であった。学校生活・大学進学への影響、就職への不安等が挙げられていたが、今回の調査では、大学3年生まで通えている人が対象であり、一部の実態把握であった。今後は、より詳細な実態把握や支援・対応の検討が必要であることが示唆されていた。

3) 一般国民の認知度調査

一般国民調査では、ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の対応について「分からない」39.9%、「何もしない」16.2%となっていた。「何もしない」と回答した理由は「どのように対応したらよいかわからない」「家庭の問題に関わることに抵抗感がある」「相談する余裕がない」の3つに大きくわかれていた。認知度はテレビ・新聞・webサイト等により、年々上がってきていること、しかし、まだ十分ではなく、認知度の高さと情報が具体的な行動や相談しやすい環境づくりに結びつきやすいことが示唆されていた。

表1. ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書
 〈実態調査の報告書名・調査会社・調査目的・調査方法・調査対象〉

報告書名 調査会社	調査目的	調査方法	調査対象
平成30年度報告書 三菱UFJリサーチ& コンサルティング	全国の市町村の要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラーがどのように捉えられているかを把握するとともに、実際に把握されているヤングケアラー個々の実態を知る。	全国の要保護児童対策地域協議会に対してアンケート調査。	全国の要保護児童対策地域協議会で登録されているケース（各自治体・ヤングケアラー支援団体・当事者・元当事者）。 ヤングケアラーに対して積極的な支援を行っている海外の事例調査。
令和2年度報告書 三菱UFJリサーチ& コンサルティング	「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態をより正確に把握するため、中学生や高校生に対して実態調査を実施し、教育現場や要保護児童対策協議会等において「ヤングケアラー」と思われる子どもを早期発見し、対応できる仕組みづくりを検討する。	全国の要保護児童対策地域協議会に対してアンケート調査。 中学生・高校生におけるアンケート調査。	全国の要保護児童対策地域協議会、全国の公立中学2年生（約10万人）、全国の高校2年生（68万人）全国の定時制高校2年生および通信制高校に在籍する2年生相当の生徒を含む。
令和3年度報告書 株式会社 日本総合 研究所	小学生や大学生を対象とした全国調査を行い、令和2年度の中・高生調査と比較可能な形で、それら年代の家族ケアの状況、ヤングケアラーの実態を明らかにする。 ヤングケアラーについて必要な支援につなげるため一般国民を対象としたヤングケアラー認知度調査を行い、これらの調査結果からヤングケアラーを早期に発見し、適切に支援に繋ぐ方策・社会的認知度向上・広報戦略の検討を今後具体的に行うための考察を行う。	小学生におけるアンケート調査。 大学生の生活実態に関するWebアンケート調査。 一般国民のヤングケアラーの認知度調査 Webアンケート調査。	全国の小学校350校の6年生。 全国の大学の約半数396校の大学3年生。 一般国民20～70代以上の男女に対して各年代400件、計2400件。

表2. 平成30年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書
 〈実態と支援状況および課題〉

報告書名	結果	
	実態	支援状況および課題
平成30年度報告書	<p>①「ヤングケアラー」という言葉をこの調査で初めて認識した。「ヤングケアラー」に対する認識について「認識している」27.6%、「認識していない」72.1%であり、認識していない協議会が多い。</p> <p>②「ヤングケアラー」という概念を認識している協議会（234協議会）の「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態の把握では、「把握している」が34.2%、「ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態を把握していない」が35.0%、「該当する子どもがいない」が30.3%であった。</p> <p>③「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態を把握していない理由（複数回答）（n=82）では、「家庭内のことで問題が表に出にくい」が76.8%と最も多く、次いで、「要保護児童の家族が『ヤングケア』という問題を認識していない」が56.1%、「ヤングケアラー本人が子どもであることで、子ども自身が問題を認識しておらず周りに相談できていない」が56.1%であった。</p> <p>④元当事者から、ヤングケアラーという自覚は、家族のお手伝いをしている感覚であった。大変だったことは、親のことが心配、親を頼れない、周りから理解されない、将来への見通しが見えない、孤独感や誰にも相談できない、家から離れたくないなどの想いがあった。</p> <p>⑤当時あればよかったと思う支援は、教員や周囲の大人が理解し、気づき、支援先に繋ぐことであった。</p> <p>⑥ヤングケアラーに関する意見では、定義や判断が難しく、「ヤングケアラー」の言葉だけが一人歩きして否定的に扱われていることが懸念される。ヤングケアラーは支援される対象だが、ケアを要する家族の世話や家事をすることが成長を促進する場合（その子の特性としてレジリエンスが高いなど）についても明らかにすべきであり、アセスメントを行えるようなツールの開発が求められていた。</p>	<p>*教員や周囲の大人が「ヤングケアラー」について理解し、気づき、支援先に繋ぐことが必要。</p> <p>*「ヤングケアラー」という概念を認識している協議会でさえ、実態把握が十分ではない状況であり、実態を把握する取り組みが必要。</p> <p>*ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな面があり、表面化しにくい構造である。また、「ヤングケアラー」という問題について、家族や本人が認識できておらず、認知度を高める取り組みが必要。</p> <p>*広く認識されることも大切だが、「ヤングケアラー」と認識することが難しい。元当事者の話からその当時の実態が伺えるが、現時点の当事者からの実態を把握することが必要。</p> <p>*相談できる相手・場・繋げる方法や当事者の居場所づくりの確保や当事者同士が話せる場の確保が必要。</p> <p>*ヤングケアラーの定義や判断が難しく、否定的に扱われていることだけでなく、肯定的な側面についても明らかにすることや、アセスメントツールの開発が必要。</p>

ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書からの再検討

表3. 令和2年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書
(実態と支援状況および課題)

報告書名	結果	
	実態	支援状況および課題
令和2年度報告書	<p>①「ヤングケアラー」の概念の認識について、中学校・全日制高校ともに「言葉は知っているが、学校としては特別な対応をしていない」が最も高く、次いで「言葉を知らない」であった。</p> <p>②ヤングケアラーの実態把握の状況については、中学校で61.2%、全日制高校で45.8%であった。さらに、「ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」に関して、中学校で13.2%、全日制高校で37.5%であった。定時制高校は回答したすべての学校で「把握している」であった。</p> <p>③現在の悩みや困り事では、中学2年生は「特にない」が最も高く、全日制高校2年生・定時制高校2年生相当・通信制高校生は「進路のこと」が最も高くなっていった。その他、「学費（授業料）等、学校生活に必要なお金」「家庭の経済的状況」「自分と家族との関係」「病気や障害がある家族のこと」「自分のために使える時間が少ない」であった。</p> <p>④通信制高校生入学理由は、「家族の世話や介護と両立」であった。</p> <p>⑤中学生、高校生ともに、「相談相手や話を聞いてくれる人がある」が56.8～72.8%程であったが「相談や話はしたくない」の割合も19.9～29.9%であった。</p> <p>⑥ケアをしているが自身の権利を侵害されていることを自覚しておらずSOSを出せない、相談の方法がわからない状況であった。</p> <p>⑦家族構成では「ひとり親家庭」の割合が高く、健康状態では、「よくない・あまりよくない」の割合が高かった。</p> <p>⑧先生や周りに気づかれたくないという意見があり、また、困りごとを感じているがどこに相談してよいかわからない子どもも多くいた。</p>	<p>*「ヤングケアラー」と思われる子どもが抱える課題は、学校だけでは解決しづらいことが多く、学校からの相談受ける窓口などを周知するとともに、相談しやすい体制づくりが必要。</p> <p>*「ヤングケアラー」と思われる子どもの対応について、学校や関係機関の情報共有や役割分担を話し合う場が必要。</p> <p>*高校生の調査から、将来の進路や将来設計を考える時期でもあり、年代に応じた新たな問題も加わる。高校への進学に際して、様々な進学背景が推測されるが、学費の問題や世話役割の負担感などに配慮した支援が必要。</p> <p>*信頼できる大人が子どもに寄り添い話を聞いてくれる場所や、子どもが気軽に相談できる場の提供、相談機関の周知を行うこと、子ども自身が現在の状況に気づけるセルフケアアセスメントの機会の提供も重要。</p> <p>*子どもたちの健康状態をアセスメントし、適切な支援が必要。</p> <p>*子どもたちが相談しやすい環境を自ら選択できるように、多様な相談体制が必要。</p>

表4. 令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書
(実態と支援状況および課題)

報告書名	結果	
	実態	支援状況および課題
令和3年度報告書	<p>①小学生調査では「学校を休みがちである」「遅刻や早退が多い」「精神的な不安定さがある」「保健室で過ごしていることが多い」「持ち物の忘れ物が多い」「提出物を出すのが遅れることが多い」「友達と遊んだり、おしゃべりしたりする時間が少ない」状況であった。</p> <p>②小学生の悩みごとに関しては「特にない」が68.9%と最も高い。その他では、「友達のこと」12.1%、「学校の成績のこと」11.9%がやや高く、悩み事について話を聞いてくれる有無では「いる」が62.5%と最も高くなって一方で、「話はしたくない」という回答が25.9%であった。</p> <p>③大学生調査では、大学進学の際に「学費などの制約や経済的な不安があった」「受験勉強する時間が取れなかった」「実家から通える範囲などの通学面の制約があった」。就職に関しては、半数の学生が何かしらの不安があると示され「わからない」という人も一定数おり、不安だからわからない、考える時間もない等様々な背景があった。</p> <p>④大学や周りの大人に助けてほしいことや必要としている支援については、「進路や就職など将来の相談にのってほしい」「学費への支援・奨学金等」の割合が高い。世話をしていることで学校生活や大学進学の際に影響があったが十分な支援には繋がっていなかった。</p> <p>⑤大学生活では「自分の時間が取れなかった」「睡眠が十分にとれなかった」「友人と遊ぶことができなかった」等、生活や健康面の影響があった。</p> <p>⑥一般国民調査では、ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の対応について「分からない」39.9%、「何もしない」16.2%。「何もしない」と回答した理由は「どのように対応したらよいか分からない」「家庭の問題に関わることに抵抗感がある」「相談する余裕がない」の3つに大きくわかれていた。</p> <p>⑦認知経路は「テレビ」が最も高く、「新聞」「Webサイト」であった。</p>	<p>*小学生調査から学校生活にも影響を及ぼしている。悩みごとに関して、本人が話せる環境や支援を必要としており、周囲の大人がヤングケアラーに対する意識を高め、必要な支援に繋がるきっかけを作れるような体制を整えることが課題である。</p> <p>*大学生調査では、世話をしていることで学校生活や大学進学の際に影響があったが十分な支援には繋がっていない。今回の調査は、大学3年生まで通えている人が対象であり、大学進学または継続できていない実態は把握できていないため、より詳細な実態把握や支援・対応の検討が必要。</p> <p>*就職への不安は様々な背景が推測され、支援が求められている。青年期から成人期の成長段階において、将来を考える上で相談できる環境が必要。学生生活や健康面にも影響が出ていたことが推察され、年齢に応じた支援の拡充が必要。</p> <p>*一般国民調査から、認知度の低さが支援に結びつきにくい状況であり、各種メディア等を活用し、認知度を上げる取り組み、信頼できる大人が子どもに寄り添い、周囲の気づきを適切に繋げていく支援が必要。</p>

VI. 考察

1. 認知度を上げる取り組み

ヤングケアラーの支援の一つに認知度を上げる取り組みがある。2014年頃からヤングケアラー問題への関心が高まりつつある日本だが、家庭内でのデリケートな問題であり、表面化しにくく、支援介入が困難な状況である。また、「ヤングケアラー」という問題について、家族や本人が十分に認識できていないことから、必要な支援に繋がっていないことが推察される。

対象とした報告書やメディア等の影響もあり、認知度は徐々に高まっている。しかし、令和2年度の報告から「言葉は知っているが、学校としては特別な対応をしていない」が最も高く、言葉だけにとどまっていることが伺える。さらに、翌年の令和3年度の一般国民の認知度調査からも、ヤングケアラーと思われる子どもへの対応について「分からない」との回答が約40%であり、認知度を上げるだけでなく、具体的な対応に結びつく支援が必要であり、更なる取り組みが望まれる。

2. 対象に応じた支援

小学生調査では、「学校を休みがちである」「遅刻や早退が多い」「精神的な不安定さがある」「保健室で過ごしていることが多い」「持ち物の忘れ物が多い」「提出物を出すのが遅れることが多い」「友達と遊んだり、おしゃべりしたりする時間が少ない」等の学校での生活状況が明らかとなっていた。北山（2015）は、家庭内で担う役割が多く、成人と同等の責任を負うようなものは「お手伝い」の域を超えており、それが子どもの学校生活や友人関係に大きな影響を及ぼすまでに拡大している場合には支援の対象と考えるべきであると言及している。また、蔭山ら（2021）は、学校では、子ども自身が家庭の問題に気づけるような働きかけが必要であり、教師はまず子どものことを気かけ、話をよく聞くことが求められると言及している。これらから、支援の必要な対象をどのように

判断するのか、アセスメント能力が必要である。

ヤングケアラーである子どもが幼ければ自己で解決することは難しく、周囲の大人が気付くことから始まる支援が重要である。また、令和2年度の実態調査から、困りごとを感じているがどこに相談してよいかわからない子どもも多くいる状況であった。森田（2022）が言及しているように、学校における支援では、外部への支援の繋ぎとして、学校はアウトリーチによる家庭を支援できるスクールソーシャルワーカー等と連携することが求められる。このことから、家族の内外から支援を得られる仕組みが必要である。

河西（2020）は、「ヤングケアラー」は、ケア役割を担うことで学校生活や進路や友だちとの遊びといった自身の生活、また自身の健康に支障をきたしており、生きづらさを抱えていることを明らかにしている。ヤングケアラーが直面する課題として、高校生・大学生では進学や就職などの問題も加わる。高校生の調査から、働きながらの高校生活も推察され、大学生の調査からも進学や就職の際の不安が大きく、自己の将来を考えるうえでの支障に成りかねない現状が伺えた。進学や就職への不安は様々な背景が推測され、個に応じた支援が求められている。青年期から成人期の成長段階において将来を考える上で相談できる環境が必要である。また、学生生活や健康面にも影響が出ていたことが推察され、年齢に応じた支援の拡充が求められる。さらに、令和3年度の調査報告では、大学3年生まで通えている人が対象であり、大学進学または継続できていない実態は把握できていないため、より詳細な実態把握や支援・対応の検討が課題である。

澁谷（2017）は、ケアされる側だけでなく、ケアをする側にも十分な配慮が向けられ、子どもや若者が自分のことを犠牲にし過ぎずに家族のケアに関わるシステム、さらに、その体験がプラスに評価されるシステムについて言及している。澁谷が言及しているように、ヤングケアラーとして、否定的に扱われていることだけでなく、肯定的な

側面についても明らかにすることや、アセスメントツールの開発が求められている。ヤングケアラーは支援される対象だが、ケアを要する家族の世話や家事をすることが成長を促進する場合（その子の特性としてレジリエンスが高いなど）、マイナス面だけでなくプラスの側面も加味して支援に関わる必要がある。

3. 支援体制の課題

本研究の研究調査報告書から、各学齢においての実態の一部が明らかとなったが、支援体制については十分とは言い難い。青木（2018）は、18歳からおおむね30歳代までのケアラーを想定した若者ケアラー（young adult carer）としており、担うケアの内容はヤングケアラーと同様だが、ケアの責任がより重くなることもある。また、若者ケアラーには、ヤングケアラーがケアを継続している場合と、18歳を越えてからケアが始まる場合とがあり、大人への移行期にケアを担うことは、進学、キャリアの選択、恋愛や結婚、就職、就業の選択など、その後の人生に大きな影響を与えると言及している。これらのことから、対象となるヤングケアラー及び若者ケアラーの年齢、ライフサイクル、発達段階などを考慮する必要がある。子どもの権利を守るために、周囲の気づきを適切に繋げることができるように活用しやすい支援の拡充が求められる。

ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書から、更に認知度を上げる取り組みや適切な支援内容が課題として指摘されていた。今後は、支援の成功事例や失敗事例の分析が求められる。さらに、各学齢においての実態をより詳細に把握し、発達段階に応じた具体的な支援内容の検討と効果検証が望まれる。

Ⅶ. 結論

ヤングケアラーについて認知度を上げる取り組み、具体的で適切な支援が課題として指摘されて

いた。大規模調査研究では、学齢により段階的に行われていることから、ヤングケアラーの発達段階に応じた支援が求められている。子どもの権利を守るために、周囲の気づきを適切に繋げ、多職種・他機関が連携し、活用しやすい支援の拡充が求められる。

利益相反

本研究に関する利益相反は存在しない。

本研究は、日本地域共生ヘルスケア学会 第2回学術集会で発表した内容を再分析し、加筆・修正した。

文献

- 安部計彦. (2019). ヤングケアラーと子どもへの権利侵害－ネグレクト調査の再分析から－, 西南学院大学, 人間科学論集, 15(1), 75－117.
- 青木由美恵. (2018). ケアを担う子ども（ヤングケアラー）・若者ケアラー－認知症の人々の傍らにも－, 認知症ケア研究誌2, 78-84.
- 北山沙和子, 石倉健二. (2015). ヤングケアラーについての実態調査-過剰な家庭役割を担う中学生, 兵庫教育大学教育学研究, 第27巻, 25-29.
- 株式会社日本総合研究所. (2022). 令和3年度子ども・子育て推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査報告書. https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13332.pdf 2022.05.01アクセス.
- 蔭山正子, 横山恵子, 坂本拓ら. (2021). 精神疾患のある親を持つ子どもの体験と学校での相談状況：成人後の実態調査, 日本公衛誌, 第68巻, 第2号, 131-143.
- 亀山裕樹. (2021). ヤングケアラーをめぐる議論

の構造：貧困の視点を中心に，北海道社会福祉研究, 第41号, 35-47.

厚生労働省. (2021). ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム.

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/young-carer-pt.html> 2021.10.10アクセス.

河西優. (2020). 〈(安田賞) 受賞論文〉精神障害の親をもつ「ヤングケアラー」の語りにもみる社会的排除: 「ケアする存在」と「ケアされる存在」のはざままで, 関西学院大学社会学部紀要, 135号, 129-208.

三菱UFJリサーチ&コンサルティング. (2019). 平成30年度 子ども・子育て推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査報告書. <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000592954.pdf> 2020.10.10 アクセス.

三菱UFJリサーチ&コンサルティング. (2021). 令和2年度 子ども・子育て推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査報告書. https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf 2021.06.10アクセス.

宮川雅充, 濱島淑恵. (2021). ヤングケアラーの生活満足感および主観的健康感：大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査, 日本公衆衛生雑誌, 68(3), 157-166.

森田久美子. (2022). 特別報告 社会的養護が必要とされる子どもたちへの支援学校におけるヤングケアラーへの支援, 日本健康相談活動会誌, 17(1), 5-8.

澁谷智子. (2017). ヤングケアラーを支える法律－イギリスにおける展開と日本での応用可能性－, 成蹊大学部紀要, 第52号, 1-21.